

# 旭川市いじめ防止基本方針

平成31年（2019年）2月策定

令和4年（2022年）3月改定

旭川市・旭川市教育委員会



## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為です。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どものみならず、子どもを育む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

平成25年10月、国は、同年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を策定し、平成26年8月には、北海道が国の基本方針を参酌して「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）を策定しました。

平成29年3月、国は、法の施行状況を勘案し、学校等において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）について一層実効性のある取組が推進されるよう、国の基本方針を改定し、平成30年2月には、北海道が国の基本方針の改定を踏まえ、道の基本方針を改定しました。

平成31年2月、本市においては、改定された国の基本方針や道の基本方針の内容を踏まえ、これまで本市において推進されてきた小・中学校の取組や、「生活・学習Actサミット」など、児童生徒が主体となった取組の成果等を反映させ、「旭川市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、市が設置する全ての小・中学校において、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、「学校いじめ防止基本方針」策定の指針とともに、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組が推進されるよう、「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」策定の指針の作成・配付を行ってきたところです。

こうした中、本市女子中学生が亡くなられた事案について、令和3年4月に、いじめの重大事態として対処することとなり、現在、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査が進められ、今後、再発防止策等が報告されることとなっておりますが、本事案を重く受け止め、対策委員会の報告を待つことなく、いじめ防止等の対策をさらに強化するため、現時点で明らかになった課題や旭川市いじめ防止等連絡協議会での意見等を踏まえ、「旭川市いじめ防止基本方針」を改定することといたしました。

本基本方針に基づき、旭川市、旭川市教育委員会、旭川市立小・中学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、旭川市の未来の創り手となる子どもたちの心身の健やかな成長に資するよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

なお、本基本方針については、対策委員会による再発防止策などの提言の内容や、令和5年度からの施行を予定している「(仮称) いじめ防止条例」等を踏まえ、今後、全面改定を行うものであることを申し添えます。

# 目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの理解	1
(1) いじめの定義	
(2) いじめの内容	
(3) いじめの要因	
(4) いじめの解消	
(5) いじめの重大事態	
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 旭川市が実施するいじめの防止等の取組	5
(1) 学校いじめ防止基本方針策定の支援	
(2) 児童生徒が主体となった取組の支援	
(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(4) いじめの防止	
(5) いじめの早期発見	
(6) いじめの重大事態への対応	
(7) いじめの防止等のために従事する人材の確保及び資質能力の向上	
(8) いじめの防止等のための調査研究の推進等	
(9) いじめの防止等に関係する機関との連携	
(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処	
(11) 啓発活動	
(12) 旭川市いじめ防止基本方針の見直しの検討	
2 学校が実施するいじめの防止等の取組	16
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 児童生徒が主体となった取組の推進	
(3) 学校いじめ対策組織の設置	
(4) いじめ防止の取組	
(5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	
(6) いじめへの対処	
(7) いじめの解消	
(8) いじめの重大事態への対応	
(9) いじめの防止等に関係する機関、保護者等との連携	
(10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携	
(11) 学校の取組の周知	
(12) 学校いじめ防止基本方針の見直し	
3 児童生徒が主体となって実施するいじめの防止等の取組	26
(1) 学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の策定	
(2) 生活・学習Actサミットによる協議	
(3) 学校の実態に応じた創意ある取組の推進	

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

## 2 いじめの理解

### (1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

なお、本基本方針において、「学校」とは、旭川市が設置する学校を、「児童生徒」とは、その学校に在籍する児童又は生徒をいいます。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。例えば、いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状態等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、いじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある児童生徒等、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ，集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携して対応することが必要です。

## (3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します。

- いじめは，児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり，いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは，単に児童生徒だけの問題ではなく，パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント，他人の弱みを笑いものにしたり，異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。
- いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，はやしたてたり面白がったりする観衆の存在，周辺で暗黙の了解を与えている傍観者の存在や，学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。
- 児童生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや，児童生徒の人間関係をしっかりと把握し，全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。
- 児童生徒の発達の段階に応じた，男女平等，子ども，高齢者，障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解，自他を尊重する態度の育成，自己有用感<sup>1</sup>や自己肯定感<sup>2</sup>の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

---

1 自己有用感 : 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情。

2 自己肯定感 : 「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織<sup>3</sup>の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

---

3 学校いじめ対策組織：各学校において、いじめの問題に組織的に対応するために設置する組織。法第22条において設置が義務付けられている。P17に詳述。



## 第2章 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 旭川市が実施するいじめの防止等の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針<sup>4</sup>策定の支援

市は、全ての小・中学校において、国の基本方針や道の基本方針を踏まえたいじめの防止等の取組が適切に進められるよう、各学校が学校いじめ防止基本方針を策定する際に活用できる「学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」を作成します。また、国の基本方針や道の基本方針の改定、各学校における取組の実情などを踏まえ、随時、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を改定し、各学校の取組を支援します。

#### (2) 児童生徒が主体となった取組の支援

市は、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む、自主的な活動に対する支援を行います。

- 学校で行われる学級活動や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を支援する。

#### 【主な取組】

- ・児童生徒が「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）<sup>5</sup>」を策定する際に活用できる指針の作成・配付【P 2 6 学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の策定】
- ・旭川市中学校連盟生活部との共催による「生活・学習A c tサミット<sup>6</sup>」の開催【P 3 1 生活・学習A c tサミットによる協議】
- ・各学校における児童生徒主体の取組を重点的に推進する「いじめ・非行防止強調月間」の設定【P 3 4 学校の実態に応じた創意ある取組の推進】

4 学校いじめ防止基本方針：当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。法第13条において、国及び地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられている。

5 学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）：自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容等について理解を深めたり、いじめの防止等について考え、議論したりしながら、各学校において、児童会・生徒会が中心となって策定している。P 2 6に詳述。

6 生活・学習A c tサミット：市内の全中学校から生徒会役員を中心とするメンバーが集まり、自分たちのよりよい生活の在り方等について、教育関係者、弁護士、医師、臨床心理士、人権擁護委員、警察などの専門家の助言を参考にしながら協議する。旭川市中学校連盟が開催する夏季研修会において、教育委員会との共催により平成28年度から開催している。P 3 1に詳述。

### (3) いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### ア 旭川市いじめ防止等連絡協議会の設置

教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、旭川市いじめ防止等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

#### イ 旭川市いじめ防止等対策委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、市のいじめの状況等を踏まえ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

また、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際、教育委員会が主体となって調査を実施すると判断した場合、対策委員会において調査を行う。

#### ウ 旭川市いじめ問題再調査委員会の設置

市は、法第30条第2項の規定に基づき、重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長が、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）が必要であると判断した場合、再調査を行うため、旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

### (4) いじめの防止

市は、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒が、自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるよう、いじめの未然防止に向けた予防的な取組を推進します。

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、道徳科をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる。また、生命を大切に考える考えや、自分や相手一人一人を尊重する態度を育む学習を、児童生徒の発達の段階に応じて実施する。

#### 【主な取組】

- ・道徳の時間指導資料『特別の教科 道徳』の実施に向けて、「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針『特別の教科 道徳』編」の作成・配付
- ・道徳科研修会の開催
- ・小・中学校が各教科等の学習に活用できる「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の作成・ホームページによる公表
- ・全小・中学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施 など

- 法の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、児童生徒や保護者への啓発、教職員への研修を行う。

**【主な取組】**

- ・教職員・保護者を参加対象とし、専門家による講話や協議を行う生徒指導研究協議会の開催
- ・教職員を対象とした研修会における、いじめ防止等の取組の理解を深める講座等の実施
- ・学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉のホームページによる公表 など

- 障害のある児童生徒等、学校として特別な配慮を必要とする児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

**【主な取組】**

- ・障害のある児童生徒に関わる個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した指導方針の共通理解
- ・教育委員会に配置している特別支援教育担当指導主事<sup>7</sup>の派遣
- ・教職員を対象とした研修会等における、専門家による、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対する対応等についての理解を深める講座等の実施 など

## (5) いじめの早期発見

市は、いじめの早期発見、事案対処を図るため、定期的な調査等を行います。

- いじめを早期に発見するため、学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。

**【主な取組】**

- ・児童生徒を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてのアンケート調査の年間複数回の実施
- ・アンケート調査後の関係児童生徒に対する個人面談の確実な実施 など

---

<sup>7</sup> 指導主事 : 学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として、教育委員会事務局に置かれる職。

- 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

**【主な取組】**

- ・旭川市子ども総合相談センター<sup>8</sup>への電話相談窓口の設置及びスクールソーシャルワーカー<sup>9</sup>の配置
- ・全中学校へのスクールカウンセラー<sup>10</sup>の配置
- ・要請に基づく小学校へのスクールカウンセラーの派遣
- ・教育委員会における教育相談の実施
- ・道が実施する「(仮称) お悩みポスト」の周知及びタブレット端末へのブックマークの登録
- ・道が設置している子ども相談支援センターの電話相談窓口紹介カードの全児童生徒への配付
- ・長期休業前における全児童生徒及び保護者への相談窓口の周知 など

**〈主な相談窓口〉**

相談窓口	電話番号	受付時間
旭川市子ども総合相談センター	<代表> 0166-26-5500	月・木 8:45～20:00
	<子どもホットライン> 0120-528506	火・水・金 8:45～17:15
子ども相談支援センター (北海道教育委員会)	0120-3882-56	毎日24時間
子どもの人権110番 (旭川地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
少年相談110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)	0166-31-5511	月～金 9:00～17:00
法テラス旭川	050-3383-5566	月～金 9:00～17:00

**8 旭川市子ども総合相談センター** : 子どもの発達や子育て、学校生活などについて、心理士、保育士、作業療法士、保健師、スクールソーシャルワーカー、教職経験者などの専門スタッフが、子ども自身、保護者などからの相談を受けており、子ども専用の相談電話「子どもホットライン」を設置している。

**9 スクールソーシャルワーカー** : いじめや不登校、虐待、貧困など、子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする社会福祉の専門家。SSWと略すことがある。

**10 スクールカウンセラー** : いじめや不登校等の児童生徒の不安や悩みの相談に応じ、助言・指導するため学校に配置される、臨床心理士などの心の専門家。SCと略すことがある。

## (6) いじめの重大事態への対応

市は、重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

### ア 重大事態の発生報告

- 学校から、重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、市長及び北海道教育委員会に報告する。

### イ 調査組織の設置

- 学校から報告を受けた教育委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設ける。
- 学校が調査の主体となる場合、法第28条第1項に基づき、学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 教育委員会が調査の主体となる場合、対策委員会を調査を行うための組織とする。

### ウ 調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

### エ 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は小・中学校から、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から、調査結果を市長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合は、調査結果に添えて市長に報告する。

### オ 再調査の実施及び措置

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において再調査を行う。
- 再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を市議会に報告する。
- 市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

# 重大事態発生後の対応フロー

## 【学 校】 重大事態の発生

### 【重大事態発生への報告】

- (1) 学校から教育委員会へ
- (2) 教育委員会から市長へ
- (3) 教育委員会から北海道教育委員会へ

### 【調査主体の判断】

○教育委員会が事案の特性や経緯等により判断

#### 【学 校】

調査組織

※学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織や学校が立ち上げた第三者委員会による調査

#### 【教育委員会】

調査組織

※教育委員会の附属機関による調査

### 【調査の実施】

○質問紙や聴取り等による調査

### 【調査結果の情報提供・報告】

- (1) 教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及び保護者に対する情報提供
- (2) 教育委員会から市長への報告

### 【必要に応じた再調査の実施】

○市長が必要と判断するときは、再調査を実施  
※附属機関による再調査

### 【再調査結果の情報提供・報告】

- (1) いじめられた児童生徒及び保護者に対する情報提供
- (2) 市長から市議会への報告

### 【調査結果を踏まえた対応】

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## (7) いじめの防止等のために従事する人材の確保及び資質能力の向上

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、専門的な知識を有する人材の確保や教職員の資質能力の向上に努めます。

- いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人材の活用を推進する。

### 【主な取組】

- ・ 全中学校へのスクールカウンセラーの配置（再掲）
- ・ 要請に基づく小学校へのスクールカウンセラーの派遣（再掲）
- ・ 旭川市子ども総合相談センターへのスクールソーシャルワーカーの配置（再掲） など

- 教職員の職務や経験の程度に応じた、いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施する。

### 【主な取組】

- ・ 初任段階教員研修，中堅教諭等資質向上研修，教職経験者研究協議会，学校運営研修会<sup>11</sup>，校長や教頭，主幹教諭<sup>12</sup>，生徒指導担当教員対象の研修会等における生徒指導に関する研修内容の工夫
- ・ 生徒指導研究協議会等における協議内容の工夫
- ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒に対する理解を深めるための研修の実施

## (8) いじめの防止等のための調査研究の推進等

市は、いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行います。

- 学校のいじめの認知件数，いじめの態様や背景，未然防止及び解消に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い，適切な指導，助言を行う。

### 【主な取組】

- ・ いじめに関する児童生徒に対するアンケート調査，学校の対応状況についての調査，学校の取組状況についての調査と分析の実施
- ・ 学校いじめ対策組織の適切な構成や運用についての調査及び指導，助言を行う学校訪問等の実施 など

---

11 学校運営研修会：主幹教諭及び教務・研修に関する業務の推進に当たっている教諭を対象に，学校教育活動推進の中核となる教員としての資質能力の向上を図ることを目的に開催している。

12 主幹教諭：平成19年学校教育法の改正により新設された。児童生徒の教育のほか，校長及び教頭の補佐を行う教諭。

## (9) いじめの防止等に関する機関との連携

市は、いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

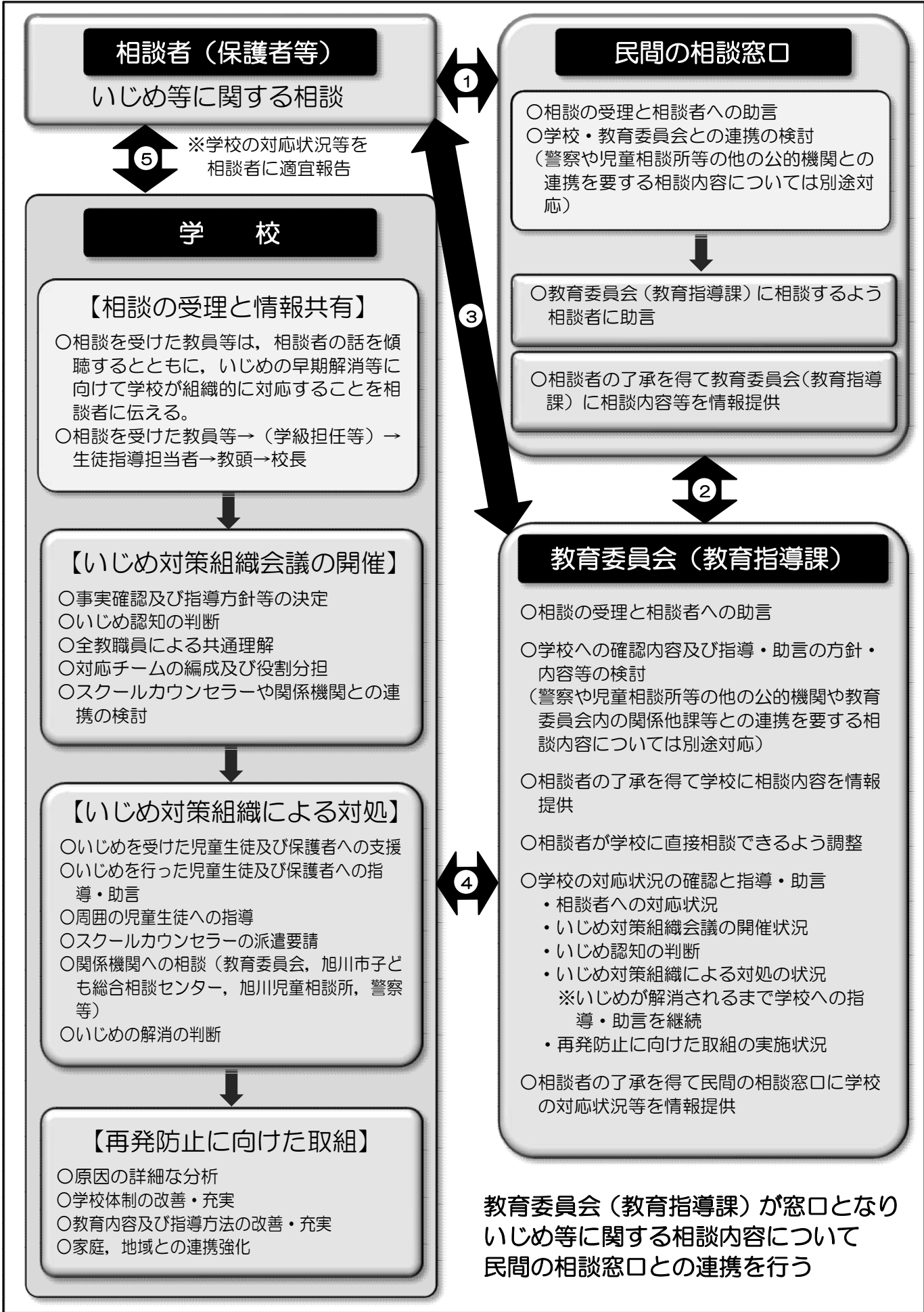
- 学校、家庭、地域、関係機関及び民間の相談機関の連携強化や、その他必要な体制を整備する。

### 【主な取組】

- ・連絡協議会による関係機関との連携の推進
- ・生徒指導連絡協議会や生徒補導協会等による、小・中学校、警察、北海道教育委員会、PTA連合会等との情報の共有及び連携の強化
- ・旭川市子ども総合相談センターと教育委員会との定期的な情報共有の場の設定及び連携の強化
- ・民間の相談機関への相談内容について教育委員会が把握して対応できる連携体制の構築 など



いじめ等に関する相談対応フロー（民間の相談窓口との連携）



## (10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処

市は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

- 情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する情報モラル教育や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進する。

### 【主な取組】

- ・情報モラル教育等に関する内容を記載した「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針『総則編』」の作成・配付
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止のための児童生徒向け資料の作成・配付
- ・学校への講師の派遣など、関係機関と連携した情報モラル教育の推進 など

- インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制を整備する。

### 【主な取組】

- ・定期的な学校ネットパトロールの確実な実施
- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実 など

- 保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を進める。

### 【主な取組】

- ・児童生徒及び保護者向けの情報モラル教育リーフレットの作成・配付
- ・ネットパトロール業者が作成する保護者向け啓発資料の配付 など

## (11) 啓発活動

市は、いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、広報・啓発活動を行います。

- 児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談窓口等について、広報・啓発活動を進める。

### 【主な取組】

- ・生徒指導研究協議会等における、家庭での取組に資する研修内容の工夫及び保護者の参加の要請
- ・いじめの防止等に関するリーフレットなどの配付による保護者への周知
- ・長期休業前における全児童生徒及び保護者への相談窓口の周知（再掲）

## (12) 旭川市いじめ防止基本方針の見直しの検討

市は、市の施策や学校の取組、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検します。

また、国の基本方針及び道の基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直しを行います。

## 2 学校が実施するいじめの防止等の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針、道の基本方針及び市の基本方針を踏まえるとともに、教育委員会が作成する、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を活用し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

#### ア 策定の意義

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

#### イ 策定の留意事項

- 学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、校内研修など、いじめの防止等全体に係る次の内容を盛り込む。
  - ・いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための学校としての包括的な方針
  - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画（学校いじめ防止プログラム）
  - ・いじめの把握、報告、適切な対処等の在り方についてのマニュアル
  - ・いじめの早期発見に資する、全職員で活用できるチェックリスト
  - ・学校いじめ対策組織を中心としたPDC Aサイクル<sup>13</sup>による点検・見直しの取組

### (2) 児童生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会・生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）を策定する。
- 生活・学習A c tサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。

---

13 PDC Aサイクル : Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の順に業務をサイクルさせることで目標を達成し、業務を向上させるための経営管理手法の一つ。

- 児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

### (3) 学校いじめ対策組織の設置

学校は、いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。

#### ア 設置の意義

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

#### イ 設置の留意事項

- 次のことを踏まえて、学校いじめ対策組織を構成する。
  - ・ 自校の複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成する。
  - ・ 学校いじめ対策組織内に「いじめ対策チーム」を設置する。
  - ・ 「いじめ対策チーム」は、管理職や主幹教諭、生徒指導部長など、校内の主要な役職にある者から、組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
  - ・ 「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口」の役割を担う者を1名ないし複数名、うち1名を「集約担当」に当てる。
  - ・ 「報告窓口」は他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教頭や生徒指導部長等を当て、「集約担当」は「報告窓口」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートする。
  - ・ 個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を「いじめ対策チーム」に追加するとともに、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。
  - ・ 「校内研修の実施」や「児童生徒主体の未然防止の取組」、「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては、必要に応じて、その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加する。
- 次のことを踏まえて、学校いじめ対策組織の体制を整備する。
  - ・ 管理職のリーダーシップの下、情報共有を行いやすい体制
  - ・ 全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
  - ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制

- ・学校規模に応じて「いじめ対策チーム」の役割分担を適切に行うなど、機動的に運用できる体制
- 学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置付ける。
  - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
  - ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
  - ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
  - ・いじめに係る情報があったときには，情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
  - ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する役割
  - ・いじめを受けた児童生徒に対する支援，いじめを行った児童生徒に対する指導，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
  - ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，校内研修を企画し，計画的に実施する役割
  - ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検，見直しを行う役割
  - ・「いじめ対策チーム」による会議を含め，学校いじめ対策組織会議の内容を記録し，整理・保管する役割

#### (4) いじめ防止の取組

学校は，児童生徒がいじめに向かわないように，社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに，自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また，学校は児童生徒に対して，傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は，いじめの防止のため，次の取組を進めます。

##### ア いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童生徒が容易に理解できる取組を進める。

#### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進める。
- 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

#### ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### エ 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

#### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

### (5) いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，チェックシートの活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備する。

### 保護者の役割

- 保護者は，日頃から家庭において，その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め，把握した場合には，児童生徒に寄り添い，悩みや不安等を共感的に理解するとともに，学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため，次のシートを活用することも効果的です。

#### 【朝（登校前）】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い，学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり，だまって食べるようになる。

#### 【夕（下校後）】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり，必要以上のお金をほしがる。
- 遊びのなかで，笑われたり，からかわれたり，命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

#### 【夜（就寝前）】

- 表情が暗く，家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり，物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

#### 【夜間（就寝後）】

- 寝つきが悪かったり，夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり，こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり，やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり，やぶれていたりする。

＜H26 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用＞

- 保護者は，いじめの問題への対応に当たって，いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者，学校と連携し，適切な方法により，問題の解決に努めることが大切です。



## (6) いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

### イ いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

### ウ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

### エ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

## オ 性に関わる事案への対応

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

## カ 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えることが大切です。

## (7) いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

# 早期発見・事案対処マニュアル

## 【いじめの把握・報告】

### <いじめの把握>

- いじめを受けた児童生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

### <いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

## いじめ対策組織会議の開催

## 【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

## 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。</li> <li><input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。</li> <li><input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li> <li><input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

## 【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
  - 事実の整理、指導方針の再確認
  - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
  - 生徒指導体制の点検・改善
  - 教育相談体制の強化
  - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
  - 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
  - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
  - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
  - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
  - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
  - 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

## (8) いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

## (9) いじめの防止等に関係する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応する。(再掲)
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

## (10) インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

### 保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導する必要があります。

### (11) 学校の取組の周知

学校は、自校のいじめの防止等の取組について、保護者や地域等に啓発します。

- 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへ掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- 学校いじめ防止基本方針の内容については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

### (12) 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校は、教育委員会が作成する、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。

- 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを図る。（再掲）
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 児童生徒が主体となって実施するいじめの防止等の取組

本項は、取組に加え、本市の中学生がこれまでの取組を基に協議し、市内の小・中学生がいじめのない学校にするために大切にしていこうべきと考えた内容を示すものです。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の策定

旭川の児童生徒は、各学校が策定している学校いじめ防止基本方針の内容や、各学校の学校いじめ対策組織の存在、各学校における年間を通したいじめの未然防止の取組等について理解を深めたり、いじめの防止等について考え、議論したりしながら、児童会・生徒会が中心となって「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」を策定します。

平成30年度生活・学習Actサミットにおいて、生徒たちは、各学校で策定した学校いじめ防止基本方針（生徒版）を持ち寄り、この基本方針（生徒版）の項目になっている、児童生徒が取り組むべき5つのポイントについて、課題となっている点（●）と大切にしていこうべき点（○）について協議し、次のように整理しています。

#### いじめとは何かを児童生徒が理解すること

##### <自分たちの日常の中で課題となっている点>

- わたしたちは、自分の言動がいじめになっていることに気が付かないで友だちを傷つけてしまっていることもある。
- いじめを見たり聞いたりする機会が少なくと感じるのは、自分がいじめをいじめだと気付いていないだけなのかもしれない。



##### <旭川の児童生徒が大切にしていこうべき点>

- いじめを防止するためには、まず、いじめとはどのようなことかについて、児童生徒全員が共通理解することが必要である。
- 何がいじめになるかについては、いじめを受ける立場からの視点で、理解することが大切である。
- いじめを正しく理解するためには、いじめの定義や、どのようなことがいじめになるのかについて、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）に記載することが大切である。
- 文字だけでは正しく伝わらない場合もあるので、児童会や生徒会が中心となって全校集会で分かりやすく伝えるなどの工夫も必要である。
- 何がいじめなのかを一人一人がしっかりと理解することで、いじめを防止する意識が高まって、日頃から自分の言葉や態度に気を付けることにつながる。



## いじめを生み出さないために自分たちにできること

### <自分たちの日常の中で課題となっている点>

- 日常の生活の中では、いじめのことをあまり意識していないかもしれない。
- アンケートの「いじめは絶対に許されないことだと思いますか」の質問に、「思わない」「分からない」と回答する人もいるようである。



### <旭川の児童生徒が大切にしていけるべき点>

- いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものだと認識することが必要である。
- いじめを受けた人の悲しみや苦しみを理解して、一人一人が、「いじめは人として絶対に許されない」という強い気持ちをもつことが必要である。
- いじめを「しない、させない、許さない」を合言葉にするなど、常にいじめの防止を意識して生活することが大切である。
- 進んであいさつし合ったり、学校行事を楽しんだりするなどして、学級や学校にいじめが生まれにくい明るい雰囲気をつくることも大切である。
- 変わった性格であるとか、みんなと少し違うなどということによって差別すると、いじめにつながるため、一人一人の違いやよさを認め合う気持ちをもつことが大切である。
- いじめを生み出さないためには、学校や学年、学級の実態に合わせた「ストップいじめ宣言」を策定することが効果的である。
- 策定した「ストップいじめ宣言」は、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）に記載したり、各学級に掲示したりするなどして、全校児童生徒に周知することが大切である。
- いじめの防止について一人一人が真剣に考え、日頃から、互いを認め合うことや、相手の気持ちを考えて発言したり行動したりするように心掛けることが大切である。



## いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときに自分たちにできること

### <自分たちの日常の中で課題となっている点>

- 自分がいじめを受けたとき、誰かに相談することはとても勇気のいることである。
- 「これって、いじめかも」と思っても、何もできないときもある。



### <旭川の児童生徒が大切にしていけるべき点>

- いじめを見たときは、まずは、止める勇気をもつことが大切である。
- 一人で止めることができなければ、止めるための仲間を増やすことが大切である。
- いじめを止めることができないときは、自分たちだけで抱え込まないで、大人に相談したり、報告したりして、大人につなぐことがわたしたちの大切な役割である。
- いじめを受けたときや、いじめを見たり、聞いたり、相談されたりしたときは、先生や家族、友だち、相談しやすい人に相談することが大切である。
- いじめを受けている人の話をしっかり聞いて味方になることや、一緒に考える仲間を増やすなどして、いじめを受けた人を確実に守ることが必要である。
- 学校では、先生方がチームを作って、いじめを受けた人を守ってくれたり、いじめを行った人を指導してくれたりしており、わたしたちが、そのことをみんな理解して、安心して相談することが大切である。





## 学校の実態に応じたいじめ防止等の取組を行うこと

### <自分たちの日常の中で課題となっている点>

- わたしの学校では、各委員会で話し合っていて、いじめを防止するための取組を行っているが、成果が上がっているかについては、よく分からない。



### <旭川の児童生徒が大切にしていけるべき点>

- なぜその取組を行うのか、自分たちの学年や学校の実態について考えたり、話し合ったりすることが大切である。
- 校区の小学校と中学校の連携が大切であるため、小学校と話し合ったり、交流したりすることが必要である。
- 集会などの取組をするだけにとどまらず、取組の内容を掲示するなどして、その後も継続的に意識できる工夫が大切である。
- いじめ防止の取組は、道徳の授業やアンケートの実施など、先生方が主体となっている取組もあり、児童生徒が主体の活動について、いつ、どのような活動をするのがよいのか、先生方と相談することが大切である。
- 児童生徒が主体となる取組は、学校が主体となる取組と関連付けると一層効果的になるため、学校いじめ防止プログラムを作成して、1年を通じて計画的に取組を進めることが大切である。



## 相談窓口を周知すること

### <自分たちの日常の中で課題となっている点>

- いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたとき、身近な人に相談すべきなのは理解しているが、よく知っている人には相談しにくい場合もある。
- スクールカウンセラーの来校日時や、相談電話窓口があることは、わたしたちの中で十分知られていないかもしれない。



### <旭川の児童生徒が大切にしていけるべき点>

- 先生や家族、友だちなどに相談しにくいときは、スクールカウンセラーに相談することが大切である。
- スクールカウンセラーは、全ての中学校に定期的に来校しているし、要請すれば小学校にも来てくれることを児童生徒が知っておくことが大切である。
- いじめに関わらず、ささいな悩みでもスクールカウンセラーなどに相談して、悩みを相談することが特別なことではないという雰囲気をつくるのが大切である。
- 旭川市子ども総合相談センターは、電話で悩みを相談できる窓口を設置しているので、直接顔を合わせて相談しにくい場合には活用することが大切である。
- 先生や家族、友だちのほかにも相談できる場所があることを知っておくだけでも安心した気持ちになるので、スクールカウンセラーの来校日時、旭川市子ども総合相談センターの電話番号などを学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)に記載して、全校児童生徒に周知することが大切である。



## (2) 生活・学習 A c t サミットによる協議

旭川の生徒は、生活・学習 A c t サミットにおいて、いじめの問題等について自分ごととして捉え、自分たちの生活をよりよくするために主体的に協議します。

また、協議した内容は、自校の取組に生かすとともに、校区の小学校に伝え、小・中学校が連携した取組を進めます。

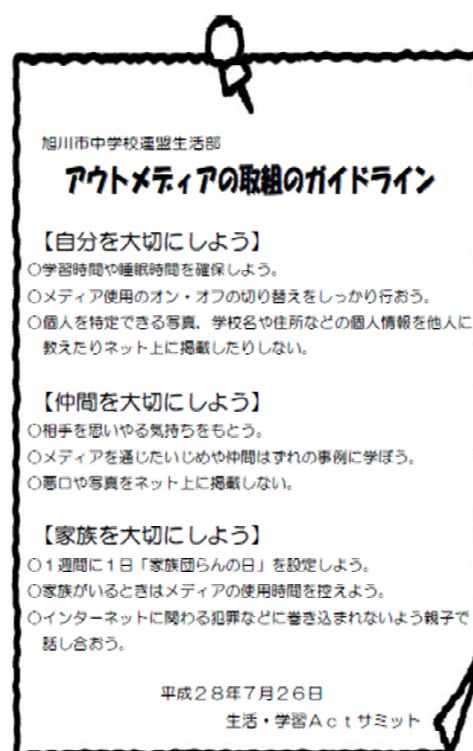


### 平成28年度 生活・学習 A c t サミット

#### —アウトメディアの取組のガイドラインの策定—

メディア接触時間が長く、家庭学習の時間が短いといった旭川市の児童生徒の課題を踏まえ、自分、仲間、家族を大切にするとといった3つの視点からアウトメディアの取組について協議し、生徒たちがガイドラインを作成しました。

A c t サミット後は、各中学校において、ガイドラインに沿って、生活習慣・学習習慣の改善に向けた取組を生徒会が中心となって進め、さらに校区の小学校児童会とも連携しながら取組を広げました。



### 平成29年度 生活・学習 A c t サミット

#### —小・中学校が連携した「いじめの問題」に関する取組の充実に向けた協議—

「いじめをなくすために伝えたいことや取組」と「小学校と連携した、いじめの問題の取組を行う上で大切にしていきたいこと」の2点について協議を行いました。

生徒たちから出された考えは、全中学校で共有されるとともに、生徒会を通して校区の小学校児童会にも伝えられ、各小・中学校が作成する学校いじめ防止基本方針(児童生徒版)の中に反映され、各学校の実情に応じた取組の推進に生かされました。また、当番校が「いじめNOバッジ」を作成し、市内の全中学生に配付しました。

## 平成30年度 生活・学習Actサミット

### ー各中学校のこれまでの取組を基にした、一層の充実を図るための協議ー

各小・中学校における今後のいじめの防止等の取組が一層充実するよう、各中学校のこれまでの取組を基に、2つのテーマについて、大切なことや改善の視点などについて協議しました。

テーマ1では、各中学校で作成した今年度の学校いじめ防止基本方針（生徒版）を持ち寄り、次年度以降、より実効性のある基本方針にするために、どのようなことを大切にしていじめの防止等の取組を進めることが必要であるかについて協議しました。

テーマ2では、これまで各中学校において、実態に応じて進められてきたいじめの防止等に向けた創意ある取組を6つのカテゴリーに分類し、その中から、より多くの学校で取り組むべき効果的な取組をピックアップするとともに、その取組の価値や一層の充実を図るための改善点等について協議しました。

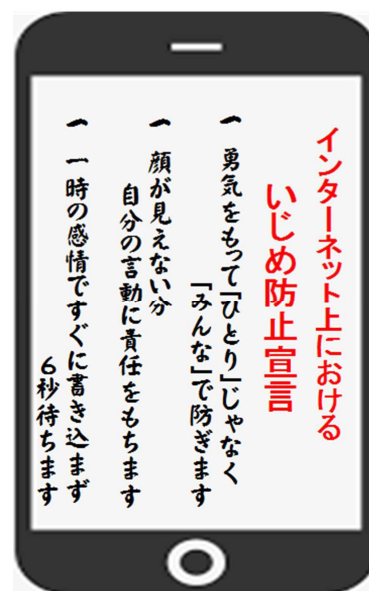
## 令和元年度 生活・学習Actサミット

### ーインターネットを通じて行われるいじめの防止に向けた協議ー

インターネットを通じて行われるいじめが全国的に問題となっていることを受け、2つのテーマについて協議し、後日、当番校が協議結果を踏まえ、本市の「ネットいじめ防止宣言」を取りまとめました。

テーマ1では、事前に調査した「携帯電話，スマートフォンの使用についてのアンケート」の市全体の集計結果から、本市中学生のスマホ等の活用状況について交流し、ネットいじめの特徴や問題点等について協議しました。

テーマ2では、これまで各中学校において、実態に応じて進められてきたインターネット上におけるいじめ防止の取組を交流し、効果的な取組をピックアップするとともに、本市の実態を踏まえた「ネットいじめ防止宣言」の内容について協議しました。



【ネットいじめ防止宣言】

## 令和2年度 生活・学習Actサミット

### ーコロナ禍におけるいじめの未然防止に向けた取組の交流ー

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、児童生徒が一堂に会して協議を行うことが困難になったため、コロナ感染に関する差別や偏見などのいじめの未然防止に向けた取組をビデオ動画で紹介し合い、交流する、オンデマンド配信での開催としました。

その中で、当番校3校の生徒達は、いじめの未然防止の取組に力を入れている道外の中学校とのオンライン交流を実施し、その様子を動画で配信しました。

また、コロナ禍において、旭川市内の医療現場が大変な苦労をされていることに対し、自分達ができることはないかと考え、「チャイルド・パワー・プロジェクト」の実施を、本市の全小・中学校に呼びかけました。

具体的には2つの取組を行うこととし、1つは、医療に携わっている方々への応援メッセージを各学校で作成し、市内の病院等にする取組、もう1つは、感染者への差別や偏見、いじめを許さないといった意思表示として、シトラス色のリボンを児童生徒一人一人が作って身に付けるというものです。



【医療従事者への応援メッセージ】

## 令和3年度 生活・学習Actサミット

### ーコロナ禍におけるいじめの未然防止に向けた具体的な取組及び

### 旭川市いじめ防止条例制定に向けた協議ー

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、さらに感染拡大の状況が見られる中で、令和2年度「チャイルド・パワー・プロジェクト」の第2弾として、コロナ禍における感染者への差別や偏見、いじめの未然防止に向けた取組のアイデアや期待される効果について協議しました。

また、「(仮称) いじめ防止条例」の制定に向け、条例とは何か、旭川市にはどのような条例があるのかについて学んだ後、条例に盛り込む児童生徒の役割に関する記述の必要性やその理由について協議しました。

### (3) 学校の実態に応じた創意ある取組の推進

旭川の児童生徒は、「いじめの問題は自分たちの問題」と捉え、自ら考え行動し、いじめのない学校や地域づくりのために、各学校の実態に応じた創意ある取組を主体的に進めます。

平成30年度生活・学習Actサミットにおいて、生徒たちは、これまで各学校で進められてきた取組を6つのカテゴリーに分けて整理し、各カテゴリーの中から、より多くの学校で取り組む価値のある効果的な取組をひとつ取り上げ、その取組のよさや一層の充実を図るための改善点等について次のように協議しています。

#### いじめを理解する取組

Actサミットで生徒が支持した効果的な取組

#### いじめ撲滅に向けての集会

【ねらい】 傍観者の立場からいじめを考えることを通して、いじめを許さない環境をつくる。

#### 【内容】

- ・生徒会役員が「ドラえもん」のキャラクターに扮し、日常場面にありそうな状況において、傍観者の立場に焦点を当てた寸劇を行う。
- ・その後、いじめを防止するために、傍観者の立場でできることや行うべきことについて、一人一人の理解や考えを深めさせる。

#### 【生徒が協議した本取組のよさ、一層の充実の視点】

- ・身近なキャラクターを用いることで、興味をもって劇を視聴したり、一人一人の印象に強く残ったりする効果がある。
- ・生徒の心に残るので、実際にそのような状況に自分になった際、劇のことを思い出して行動することが期待できる。
- ・学校の実態から、傍観者という立場に焦点を当てたことが効果的である。
- ・学校の実態によっては、いじめを受ける立場、いじめを行う立場などに焦点を当てることも考えられる。



#### 各学校におけるその他の取組

- ・いじめの問題を取り扱ったTV番組を視聴後に、生徒主体で協議することを通して、いじめの定義やその要因について理解を深める活動
- ・いじめの理解について全校生徒にアンケートを取り、結果をグラフ化して示すとともに、理解が不足している内容について集会で確認する「いじめ撲滅運動」 など

## いじめに向かわない態度を醸成する取組

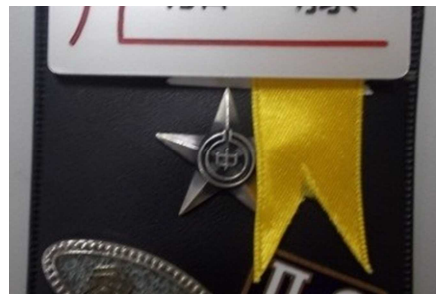
Actサミットで生徒が支持した効果的な取組

### イエローリボン運動

【ねらい】 日常的にいじめをしない、させない雰囲気をつくり、いじめ防止に向けた意識を高める。

#### 【内容】

- いじめをなくすための4つの勇気を示した「いじめゼロ宣言」を策定し、全校生徒に周知する。
- いじめゼロ宣言で示した4つの勇気を象徴した「イエローリボン」を作成し、生徒全員が身に付けて生活する。



#### 【生徒が協議した本取組のよさ、一層の充実の視点】

- 「いじめをしない、させない」という自分の意思を常に表すことにより、見て見ぬ振りをしないなどの効果が期待できる。
- 言葉ではなく、物で示していることで、継続的にいじめをしない、させない意識をもつことができる。
- 特定の学級や学年の取組にとどまらず、全校生徒が共通の認識をもって取り組むので、いじめをしない、させない雰囲気が一層強まる。
- 生徒会が、イエローリボンにどのような意味を込めているかについて定期的に周知することで、一層効果的な取組になる。



#### 各学校におけるその他の取組

- いじめについて考え、話し合う授業のあと、一人一人の思いを標語に表して掲示する「いじめ撲滅標語コンクール」
- 生徒会が作成したビデオを視聴後、いじめの防止に向けた一人一人の決意を書き、掲示する「行動宣言」
- 日常的に困ったことや要望を集約し、生徒会が答える「目安箱」の設置 など

## 望ましい人間関係を醸成する取組

Actサミットで生徒が支持した効果的な取組

### みんなおはよう！あいさつ運動

【ねらい】 全校生徒が気持ちのよい明るく元気なあいさつを行うことを通して、生徒が互いに明るい気持ちで関わり合えるようにする。

#### 【内容】

- あいさつの大切さを伝える動画を作成し、全校集会で披露することにより、気持ちのよいあいさつをすることへの意識を高める。
- 朝、生徒会役員が、生徒玄関に立ち率先してあいさつをすることで、気持ちのよいあいさつの定着を図る。



#### 【生徒が協議した本取組のよさ、一層の充実の視点】

- あいさつをすることだけにとどまらず、気持ちのよいあいさつを目指すことによって、児童生徒相互の関係づくりが一層推進される。
- 1日が明るく始まることによって、いじめを生み出さない雰囲気をつくることができる。
- 学級・学年の枠を超えた、良好な人間関係づくりに効果的である。
- リングプル集めなど、他のボランティア活動などと組み合わせると、一層の効果が期待できる。



#### 各学校におけるその他の取組

- 全学年が縦割りで交流するゲームを通して、学年を超えた絆をつくる「レクリエーション集会」
- 全ての委員会で担当を振り分け、気持ちのよいあいさつを行う「あいさつ運動」
- 友だちとの適切な関わり方について話し合い、学級ごとに「花」としてまとめて掲示する「コミュニケーションの花」 など



## 小・中学校が連携した取組

Actサミットで生徒が支持した効果的な取組

### 小学生による中学校のいじめ防止の授業参観

【ねらい】 中学生のいじめ防止の考え方や話合いの仕方のよさを小学校での活動に生かす。

#### 【内容】

- 中学生が、いじめ防止について、考え、話し合い、「行動宣言」を作成する授業を小学生が参観する。
- 小学生は、同じテーマについて小学校で話し合う際、中学生の話合いの仕方のよさや、いじめ防止の考え方などについて参考にして、自分たちの「行動宣言」を作成する。



#### 【生徒が協議した本取組のよさ、一層の充実の視点】

- 小学生は、自分たちが進学する中学校のいじめ防止の取組を知ることができ、進学への不安を減らすことができる。
- 小学生は、自分たちだけでは考えつかなかった意見を参考にすることができ、深い話し合いができるようになることが期待できる。
- 小・中学校両方の行動宣言をそれぞれの学校で掲示するなどして、継続的に連携を進めることも大切である。
- 中学校区の小学校が複数ある場合は、小学校同士で連携したり、行動宣言を交流したりすることも考えられる。



#### 各学校におけるその他の取組

- 小・中学校が合同で募集・審査・表彰を行う「小・中合同いじめ撲滅標語コンクール」
- 中学校に入学前の小学生に、中学校のよさやいじめ防止の取組を動画にして送付する「PRビデオ作成」 など

## インターネット上のいじめを防止する取組

Actサミットで生徒が支持した効果的な取組

### アウトメディア集会

【ねらい】 自分の生活を振り返り、メディアとの関わり方など、生活習慣を見直すきっかけをつくる。

#### 【内容】

- 全校集会で、インターネットやスマートフォンの利便性と危険性の両面について紹介する。
- その後、一人一人の生徒が自分の生活習慣を振り返り、メディアとの関わり方について見直す。



#### 【生徒が協議した本取組のよさ、一層の充実の視点】

- メディアの危険性や問題点だけでなく利便性についても説明することで、メディアとのよりよい関わり方や使い方について冷静に振り返ることが可能になる。
- 一方的に否定や禁止をするのではなく、自分の意思で生活習慣を改善しようとする意識を高めることが大切である。
- 一時的な呼びかけにとどまらず、危険性の情報等についてポスターを掲示するなどの工夫をすると、メディア接触時間やいじめにつながる使い方への配慮等について、継続的に意識することができる。



#### 各学校におけるその他の取組

- SNSで起こりがちなトラブル等を題材に作成した動画の視聴や、パワーポイントによるいじめの定義等のプレゼンテーションを行う「いじめ撲滅・未然防止集会」
- スマホ依存やネットいじめの防止等のため全校協議会で発案し、学校独自のきまりを作成する「メディア五箇条の制定」 など

## その他の特徴的な取組

Actサミットで生徒が支持した効果的な取組

### いじめNOバッジ

【ねらい】 いじめに反対する意思を表すバッジを身に付けることで、日常的にいじめの防止についての意識を高める。

#### 【内容】

- 「いじめNO」というデザインのバッジを市内の全中学生分作成し、配付する。
- 日常的にバッジを身に付けることにより、いじめを許さない意思を常に示すことになり、いじめを防止する気運が高まる。



#### 【生徒が協議した本取組のよさ、一層の充実の視点】

- 学校の枠を超え、旭川市内の全中学生が共通して取り組むことで、いじめを許さないという意識を強くもつことができるようになる。
- バッジを付けている本人だけでなく、バッジを見た人にもいじめを防止する意識を高めることができる点が効果的である。
- 学校の全員が身に付けて生活するため、校区の小学生や地域の方々の目にも留まり、地域ぐるみでいじめを許さない雰囲気がつくられる。



#### 各学校におけるその他の取組

- ユニセフ協会の方々と交流や募金活動を通して、感謝の心や生命の大切さを実感する「ハンド・イン・ハンド街頭募金活動」
- 希望者により、地域のごみ拾いを行うことを通して、地域の一員であることの意識を高める「ごみ拾いボランティア」
- 学級活動等において、いじめを受けている、行っている、傍観している、それぞれの立場を体験し、理解する役割演技の取組 など